

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得た
者

口 い
拘禁刑以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者組合がこの法律の規定により設立の認可を取り消された場合において、当該処分があつた日の三十日前に当該組合の理事又は監事であつた者で当該組合がその取消处分を受けた日から五年を経過するまでのもの

二 第五十三条の規定により角田が代役従事者としての処分の日から五年を経過するまでのもの

3 前項の供託金は、内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）をもつて代えることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の設立の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、その旨を書面をもつて、設立認可申請者に通知しなければならない。

(理事への事務引継)
第十九条 発起人は、第十七条第一項の設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。
(発起人の責任等)

第二十一条 会社法第五十三条から第五十六条まで（発起人等の損害賠償責任、発起人等の連帶責任、責任の免除、株式会社不成立の場合の責任）の規定は組合の発起人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項各号及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百

五十一條並びに第八百五十三条第一項各号を除く。(株式会社による責任及び等の訴え)。

規定は組合の発起人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項を除く。）中「株主等」とあるのは「組合員」と、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等とあるのは「組合」船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。」と、同法第五十五条中「第五十二条第一項の規定により発起人又は設立者又は常勤の員外労務、第五十二条の二

社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは（組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が「理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が一人以上ある場合は、各監事）」と、同法第八百四十九条の二（和解）中「株式会社等が、当該株主会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。

得て、その引き受けた出資の全額の払込が終了し、又は組合員の持分の全部若しくは一部の譲渡を受け、且つ、保険料の全部又は一部の支拂いが終了した時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

組合員は、組合員でない者を被保険者とする保険契約を、当該組合との間に成立させることができない。

組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当の理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(出資)

4 出資 一口の金額は、均一でなければならぬ。
5 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の
十をこえてはならない。
6 組合員は、出資口数にかかわらず、総会に
いて各自一個の議決権を有する。
7 組合の債務に関する組合員の責任は、この法
律で別に定める場合を除いては、その出資額と
同様である。

8 び保険料を限度とする。
組合員は、出資及び保険料の払込について
相殺をもつて組合に対抗することができない
(持分及び保険の目的等の譲渡)
第二十一条 組合員は、組合の承諾を得て、組合員
員又は組合員たる資格を有する者に持分の全部
又は一部を譲渡することができる。

2 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入入会につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めたところにより、保険料の全部又は一部を払い込まなければならぬ。ただし、保険の目的を

の船舶を譲り受け、又は承継したときは、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基く権利義務を承継したときは、この限りでない。

組合員が保険の目的たる船舶を譲渡した場合において、譲受人が組合員であるときは、譲受

人は、その船舶について、譲渡人の保険契約に基づく権利義務を承継する。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

5 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときは、譲受人は、加入につき組合の承諾を得て、その保険の目的たる船舶について、保険契約に基づく譲渡人の権利義務を承継することができる。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まれなければならない。ただし、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

(持分及び保険の目的等の承継)

第二十四条 組合員が死亡し、合併により解散し、又は会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させた場合において、その相続人若しくは受遺者、合併後存続する法人又は吸收分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人が組合員であるときは、その者は、被承継人の持分(吸収分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る)及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

2 前項の場合において、その相続人若しくは受遺者、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により持分の全部若しくは一部を承継することとされた法人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、被承継人の持分(会社分割により持分の一部を承継することとされた場合にあつては、当該一部の持分に限る)及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。この場合においては、承継人は、遅滞なく、定款で定めるとところにあつては、保険料の全部又は一部を払い込まれなければならない。ただし、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、かつ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基づく権利義務を承継したときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、保険の目的たる船舶を承継した相続人若しくは受遺者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により保険の目的たる船舶を

承継した法人が組合員でないときは、承継人は、加入につき組合の承諾を得て、組合員となることができる。この場合においては、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならぬ。ただし、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

第二項の場合において、承継人は、被承継人の死亡、解散又は会社分割の時において、組合員になつたものとみなす。

第三項の場合において、承継人が組合員とならなかつたときは、その承継した保険の目的たる船舶についての保険契約は、被承継人の死亡、解散又は会社分割の時において消滅する。
(持分共有の禁止)

第二十五条 組合員は、持分を共有することができない。

第二十六条 前条第一項又は第二項の場合において、相続人は又は受遺者が数人あるときは、その相続人又は受遺者の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ同条第一項又は第二項の規定を適用する。
(組合の持分取得禁止)

第二十七条 組合は、組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的として受けることができない。但し、組合が権利を実行するため必要なときは、この限りでない。

二 組合が前項但書の規定によつて組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的として受けたときは、なるべく速かに、これを処分しなければならない。
(脱退)

第二十八条 組合員は、三月前までに予告し、事業年度末において、組合を脱退することができる。

二 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

三 組合員は、第一項及び第二十九条第一項に定める場合の外、左の事由に因つて脱退する。
一 定款で定める組合員たる資格の喪失
二 除名
三 死亡又は解散
四 持分全部の譲渡

五 保険期間の経過、保険事故の発生、保険の目的たる船舶の譲渡その他の理由による保険契約全部の消滅

4 除名は、定款で定める理由のある組合員につき、第三十二条第四項に定める総会の決議によつてするものとする。この場合においては、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

6 組合員が、第一項若しくは第三項（第五号に掲げる事由に因る脱退の場合を除く。）及び第二十九条第一項の規定によつて脱退したときは、その組合員の保険契約は、消滅する。但し、第三項第三号に掲げる事由に因る脱退の場合において、その組合員の保険契約に基く権利義務の承継人があるときは、この限りでない。

（持分の払戻し）

第二十八条 脱退した組合員は、定款で定めることにより、その持分の払戻しを受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する事業年度末における組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないとときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

4 第一項及び前項に規定する請求権は、脱退後二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した組合員が組合に対しまだ弁済期に達していなない債務を負担する場合には、組合は、その債務が弁済期に達するまでは、持分の払戻しを停止することができる。

6 組合員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。（持分の差押えによる脱退）

第二十九条 組合員の持分を差し押えた債権者は、事業年度末において、その組合員を脱退させることができる。この場合において、債権者は、組合及びその組合員に対して三月前までに予告しなければならない。

2 前項後段の予告は、同項の組合員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（内閣府令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三項の場合において、同項の期間内に、正当な理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、同項の規定による請求をした組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

理事の職務を行う者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときは、その組合員は、内閣総理大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。ただし、第二項、第三項及び前二項の場合につては、定款でこの期間を短縮することができる。

（総会の決議事項）

第三十一条 この法律及び定款で定めるものばかり、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 第十六条第二項第一号から第三号までに掲げる書類の記載事項の変更
- 二 保険金の削減及び保険料の追徵
- 三 解散及び合併
- 四 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告、剰余金処分案及び損失処理案
- 五 その子会社（組合がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。）の株式又は持分の全

部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）イ、当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として内閣府令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えると当該組合が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

ロ 当該組合が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

（総会の決議手続）第三十二条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第三十三条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第三十四条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第三十五条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第三十六条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第三十七条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第三十八条 総会の決議は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、半数以上の組合員が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会において選任する。

議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しない。

第一項に規定する組合をいう。」と、「前項」とあるのは「同法第三十三条第五項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「同法第三十三条第五項」と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（同法第十三第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）第三十三条の二 総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

（組合の創立総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）とあるのは「組合員、理事又は清算人」と、「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合においては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）とあるのは「組合員又は理事若しくは清算人（船主相互保険組合法第三十五条第七項（同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「組合員又は理事若しくは清算人（船主相互保険組合法第三十五条第七項（同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により理事又は設立時監査役を含む。）」と読み替えるものとする。

（組合の業務の執行）第三十五条の二 組合の業務の執行は、定款に特別の定のある場合を除いて、理事の過半数で決する。

（組合の代表）第三十五条の三 理事は、各自組合を代表する。

組合は、定款で定めるところ若しくは総会の決議により、組合を代表すべき理事を定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、当該組合の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

（役員）第三十五条 組合には、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

役員は、定款で定めるところにより、総会において、組合員（法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員。第四十五条の六第一項及び第二項本文において同じ。）のうちから選任する。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた後、組合員以外の者を選任することができる。

組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の任期）第三十五条第七項の規定、一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定及び会社法第三百四十四条（表見代表取締役）の規定は、第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事について準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「組合長、副組合長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の兼職及び兼業の禁止）第三十六条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

組合の常務に從事する理事は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の組合その他の法人の常務に從事してはならない。

内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の健全

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（業務の執行）第三十五条の二 組合の業務の執行は、定款に特別の定のある場合を除いて、理事の過半数で決する。

（組合の代表）第三十五条の三 理事は、各自組合を代表する。

組合は、定款で定めるところ若しくは総会の決議により、組合を代表すべき理事を定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

組合員及び組合の債権者は、当該組合の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

（役員）第三十五条 組合には、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

役員は、定款で定めるところにより、総会において、組合員（法人たる組合員にあつては、その業務を執行する役員。第四十五条の六第一項及び第二項本文において同じ。）のうちから選任する。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた後、組合員以外の者を選任することができる。

組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員の任期）第三十五条第七項の規定、一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定及び会社法第三百四十四条（表見代表取締役）の規定は、第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事について準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「組合長、副組合長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員の兼職及び兼業の禁止）第三十六条 監事は、理事又は組合の使用者と兼ねてはならない。

組合の常務に從事する理事は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の組合その他の法人の常務に從事してはならない。

内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の健全

(計算書類等の作成及び保存)

第四十四条の四 組合は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

組合は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理に関する議案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

組合は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。(計算書類等の承認等)

組合は、前項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

理事は、前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならぬ。

理事は、第二項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならぬ。

組合は、内閣府令で定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

前項の規定にかかるらず、その公告方法が第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である組合は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

前項の組合は、内閣府令で定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、第五項に規定する貸借対照表の内容である情報を、通常総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第四十四条の六 組合は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の二週間前に備え置かなければならぬ。

組合は、各事業年度に係る計算書類等の写しを、通常総会の日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものとつているときは、この限りでない。

組合員及び債権者は、組合の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができるとおりである。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならぬ。

前号の書面の原本又は抄本の交付の請求

二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

三 前号の書面の原本又は抄本の交付の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(計算書類等の提出命令)

第四十四条の七 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。(準用規定)

第四十五条の八 保険業法第百十三条（事業費等の償却）(相互会社に係る部分に限る。)、第一百六条第一項及び第三項（責任準備金）並びに第一百七条（支払準備金）の規定は、組合の計算について準用する。この場合において、「発起人」とあるのは「組合」と、同項第七号中「創立総会」とあるのは「合併を決議した総会」と読み替えるものとする。

第十七条第一項及び第四項の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「発起人」とあるのは、「設立委員」と読み替えるものとする。

組合の合併は、第一項の認可によつて効力を生ずる。

(債権者の異議)

第四十五条の九 合併をする組合の債権者は、当該組合に對し、合併について異議を述べることができる。

第四十五条の四 合併をする組合の債権者は、当該組合に對し、合併について異議を述べることができる。

第四十五条の五 合併により組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた組合員以外の者を選任することができる。

前項の規定による役員の選任は、合併をしようとする組合の組合員のうちからしなければならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた組合員以外の者を選任することができる。

第四十五条の六 合併により組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

前項の規定による役員の選任は、合併をしようとする組合の組合員のうちからしなければならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた組合員以外の者を選任することができる。

3 第一項の規定により選任された役員の任期は、合併後の最初の通常総会の日までとする。

(清算人の選任)

散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

たときは、内閣総理大臣が清算人を選任する。
(財産処分の順序)

二 一般の債務の弁済
組合員の保険金額及び第四十八条において
準用する保険業法第百七十七条第三項（解散に
後の保険契約の解除）の規定により組合員に

第四十六条の三 残余財産の処分については、定款に別段の定めがなゝ場合には、剰余金の分配

と同一の割合をもつて組合員に分配しなければならない。
（保険金の削減及び保険料の追徴）

総理大臣の認可を受けて、保険金の削減又は保険料の追徴をすることができる。

(貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除斥)、第五百七条(第二項を除く)。(清算事務の終了等)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十七条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る)。(不服申立ての制限、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定並びに保険業法第八百七十四条第七項から第九項まで及び第八百七十五条から第八百七十八条までの規定(保険会社の清算関係)の規定は、組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百八十三条第四項中「第八百七十八条第一項第一号」とあるのは、「船主相互保険組合法第八十六条第一項本文」と、同法第四百九十二条第一項及び第四百九十四条第一項中「第四百七十五条各号」とあるのは、「船主相互保険組合法第四十五条第一項各号」と、同項及び同条第二項並びに同法第四百九十五条第一項及び第四百九十六条第一項中「貸借対照表及び事務報告」とあるのは、「財産目録、貸借対照表及び事務報告」と、同項及び同法第四百九十七条中「定期株主総会」とあるのは、「通常総会」と、同条第一項中「貸借対照表及び事務報告」とあるのは、「財産目録、貸借対照表及び事務報告」と、同項及び同法第四百九十八条中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百九十九条第一項中「第四百七十五条各号」とあるのは、「船主相互保険組合法第五条第二項及び同法第四百九十八条中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録及び貸借対照表」ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める)。

第一項、第三十八条の二、第三十八条の三（第二項第二号を除く。）並びに第三十八条の四の規定並びに会社法第三百六十一條第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）並びに第三百八十九条第三項から第五項まで（定款の定めによる監査範囲の限界）の規定は清算人について、同法第七編第一章第二節（第八百四十七条の第二項、第八百四十四條の二、第八百四十九条の三、第八百四十九

第七条の二 第八百四十七条の三 第八百四十九条の二 第八百四十九条第一項、第三項各号及び第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二各号、第八百五十一

条並びに第八百五十三条第一項各号を除く。) (株式会社における責任追及等の訴え) の規定は清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七条の四第一項を除く。) 中「株主等」とあるのは、「組合員」と、これらの規定(同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。) 中「株式会社等」とあるのは、「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」と、第三十八条の二第四項第三号中「理事又は監事」とあるのは、「清算人」と、第三十八条の四中「役員」とあるのは、「清算人又は監事」と、同法第三百六十一一条の規定(同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項中「前項の監査役は、取締役」とあるのは、「監事は、清算人」と、同条第四項中「第十二項の監査役」とあるのは、「監事」と、「取締役及び会計参与並びに支配人」とあるのは、「清算人」と、同項第二号中「電磁的記録を」とあるのは、「電磁的記録(船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録を)」と、同条第五項中「第二項の監査役」とあるのは、「監事」と、「子会社に」とあるのは、「子会社(同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」にと、同法第八百四十七条第一項「株主による責任追及等の訴え」中「株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは、「組合員である者」と、同条第五项ただし書中「同項ただし書」とあるのは、「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは、「組合員」と、「当該株主等」とあるのは、「当該組合員」と、同法第八百四十八条(訴えの管轄)中「株式会社又は株式交換完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは、「組合(船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。)」

「一と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」であるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と、理事」と、「次に各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十条第二条の二第二項、第三百三十三条第二項、第二百八十九条、第二百八十二条第三項、第二百八十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第五项、第二百一十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十八条の二第三項」と、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者とは、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合（船主相互保険組合員又は組合は、清算人の責任を追及する訴え）と読み替えるものとするほか、必要な技術的的説替えは、政令で定める。

第七章 監督

第四十九条 内閣総理大臣は、組合の業務の監督

- 2 この法律の施行の際現に組合とその組合員との間に保険関係が存する場合は、この法律の施行により、当該保険関係に関する政府と組合との間の再保険関係が、この法律の施行の日に成立するものとする。

3 前項の規定により成立した再保険関係に係る再保険料は、当該再保険関係に係る組合とその組合員との間の保険関係に係る保険料のうち、再保険関係の日前の期間に係るものに対応する再保険料を含まないものとする。

4 組合は、附則第二項の規定により政府と組合との間に再保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

附 則（昭和二八年九月一日法律第二五九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年五月一日法律第八〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
(船主相互保険組合法の一部改正)

第三十三条 附則第八条及び附則第九条の規定は、前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

附 則（昭和四九年三月三〇日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の船主相互保険組合法（以下「旧法」という。）による木船相互保険組合であつて、この法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日において、同条の規定による改正後の船主相互保険組合法（以下「新法」という。）による小型船相互保険組合となるものとする。

- 2 旧法の規定によつて木船相互保険組合に対し
した処分又は旧法の規定によつて木船相互保
険組合がした手続その他の行為は、新法の規定
によつて小型船相互保険組合に對してした処分
又は新法の規定によつて小型船相互保険組合が
した手続その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前に木船相互保険組合と
その組合員との間に成立した保険契約に係る保
険金の削減の認可については、旧法第四十三条
第二項の規定は、この法律の施行後も、なおそ
の効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (昭和四九年四月二日法律第二二三
号)抄**

この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

**附 則 (昭和五六年六月九日法律第七五
号)抄**

この法律は、商法等の一部を改正する法律の
施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行す
る。

**附 則 (昭和五九年五月八日法律第二五
号)抄**

この法律は、昭和五十九年七月一日から
施行する。

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運
監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局と
の他の地方機関の長(以下「支局長等」とい
う)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づ
く命令の規定によりした許可、認可その他の處
分又は契約その他の行為(以下この条において
「处分等」という。)は、政令(支局長等がした
処分等にあつては、運輸省令)で定めるところ
により、この法律による改正後のそれぞれの法
律若しくはこれに基づく命令の規定により相
た処分等とみなす。

- 第二十四条** この法律の施行前に海運局長に対しても申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してもした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してもした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）
（施行期日）
（号）
（施行の日から施行する。）
附 則（平成五年六月一四日法律第六三号）抄
（附則）
（平成五年一月一二日法律第八九号）抄
（附則）
（施行期日）
（号）
（施行の日から施行する。）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（諸問等がされた不利益処分に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続きその他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

- 附則（施行期日）抄（平成七年六月七日法律第一〇六号）

第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第二百五号）の施行の日から施行する。

（船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第六条の規定による改正後の船主相互保険組合法（以下この条において「新船主相互保険組合法」という。）第八条の規定の適用については、同条に規定する保険業法第三条第一項又は第八十五回第百八十五条第一項の免許を受けた者は、同法附則第三条又は第七十二条の規定により同法第三条第一項又は第八十五回第一項の免許を受けたものとみなされる者を含むものとする。

第二 新船主相互保険組合法第十四条の規定は、施行日以後に船主相互保険組合（以下この条において「組合」という。）が組合員の募集に着手する場合について適用し、施行日前に組合が組合員の募集に着手した場合については、なお従前の例による。

第三 第六条の規定による改正前の船主相互保険組合法（以下この条において「旧船主相互保険組合法」という。）の認可を受けた組合に係る旧船主相互保険組合法第十六条第二項第三号に掲げる書類でこの法律の施行の際に主務大臣に提出されているものは、新船主相互保険組合法第十六条第二項第三号に掲げる書類とみなす。

第四 この法律の施行の際に旧船主相互保険組合法第三十六条第二項（旧船主相互保険組合法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する旧保険業法第六条の認可を受けている者は、この法律の施行の際に新船主相互保険組合法第三十六条第二項（新船主相互保険組合法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第八条の認可を受けたものとみなす。

第五 新船主相互保険組合法第四十一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧船主相互保険組合法第四十一条第一項の書類については、なお従前の例による。

第六 新船主相互保険組合法第四十一条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の損失ん補準備金の積立てについて適

されていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

(大蔵省令等に関する経過措置)

この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年一二月一二日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二百二十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定(第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る)並びに同法第八十九条第一項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定(第二百六十五条の六に係る部分に限る)、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第八十八条から第一百九十条までの規定(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

第一条

(施行期日)

第一条

(施行期日)

第一条

(施行期日)

第一条

(施行期日)

第一条

正前の船主相互保険組合法第三十六条第二項において準用する旧保険業法第八条第一項の規定(船主相互保険組合法の一部改正による改定を除く)及び第八十八条から第一百九十条までの規定(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

(施行日前に、前条の規定による改定を適用する)

により内閣総理大臣がした認可又は同項の規定に基づきされた同項の認可に係る申請は、前条の規定による改正後の船主相互保険組合法第三十六条第二項の規定により内閣総理大臣がした認可又は同項の規定に基づきされた同項の認可に係る申請とみなす。

(処分等の効力)

この法律(附則第一条各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百八十九条 この法律(附則第一条各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百九十条 附則第一条から第百四十六条まで、

第一百五十三条 第百六十九条及び前条に定める

もののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号) (経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。

二 第一百五十三条 第百六十九条及び前条に定める

もののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。

二 第一百五十三条 第百六十九条及び前条に定める

もののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行日前に、前条の規定による改定を適用する)

資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の規制等に関する法律、外國証券業者による組合金庫法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資法、船舶税法、無尽業法、銀行法、中小企業等協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、農業協同組合法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁

止法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定める。

(行政庁等)

第三十四条の二 この附則(附則第十五条第四項を除く。)及びこの附則において読み替えて準用する。

用する保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人的業務の監督を行っていた行政機関(同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の例により当該法人的業務の監督を行う行政機関)

二 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大臣

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

二十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

三十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

四十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

五十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

六十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

七十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

八十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十八 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

九十九 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百一 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百二 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百三 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百四 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百五 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百六 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

大臣

一百七 二号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

第一条の二、第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第二百三十八条」を「第二百三十七条第五項及び第二百三十八条」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第二百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（新保険業法第二編第七章第一節）を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表第二百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定（同表第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同表第二百三十九条第一項の改正規定、同条第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第二百三十三条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二项の改正規定、第三条の規定並びに次条第一项及び第三項、附則第三条第一項及び第二项、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五条）第三百二十二条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第一号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一号）抄
（施行期日）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の二、第二百三十三条の三及び第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄
（施行期日）
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄
（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄
（施行期日）
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄
（施行期日）
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

八条、第二百三十九条、第二百六十二条中農林中央金庫六十三条まで、第二百六十六条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律附則第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第二百七十三条並びに附則第十六条、第二十条、第二十一条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定（公布の日起算して六月を経過した日（行政手続に関する経過措置））
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政手続その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）
第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十二条から第七十三条までの規定（公布の日）
附 則（令和元年一二月一一日法律第七七号）抄
（施行期日）
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百五十二条の改正規定（第六十九条第二項二百六十九条の改正規定（第六十九条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）
（検討）
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）
第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定（公布の日）
附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄
（施行期日）
この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第二百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、会社法の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
公布の日